



# 神奈川県内の母子保健事業の状況について（報告）

# 神奈川県内の母子保健事業の状況について (下線項目について説明します)

母子保健対策	事業	ページ
1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進</u></li> <li>(2) 専門職への研修</li> <li>(3) 連絡調整会議</li> <li>(4) 産後ケア事業</li> <li><u>(5) 乳幼児健康診査</u></li> <li><u>(6) 妊婦健康診査</u></li> <li><u>(7) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業</u></li> <li>(8) 妊婦に対する交通費及び宿泊費支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>3</u></li> <li>8</li> <li>8</li> <li>9</li> <li><u>11</u></li> <li><u>16</u></li> <li><u>18</u></li> <li>20</li> </ul>
2 不妊症・不育症への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不妊・不育専門相談センター</li> <li>(2) 市町村不妊治療費助成事業費補助</li> <li>(3) 不育症検査費用助成事業</li> <li><u>(4) 流産・死産等で赤ちゃんを亡くした家族への支援</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21</li> <li>23</li> <li>26</li> <li><u>27</u></li> </ul>
3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 性と健康の相談センターの運営</li> <li>(2) 妊娠SOSかながわ</li> <li>(3) プレコンセプションケア推進事業</li> <li><u>(4) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28</li> <li>30</li> <li>33</li> <li><u>41</u></li> </ul>

# 神奈川県内の母子保健事業の状況について (下線項目について説明します)

母子保健対策	事業	ページ
4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援	(1) 長期療養児等への支援 ・ピアカウンセリング等の相談支援 (2) 低出生体重児とその家族への支援 ア かながわりトルベビーハンドブック <u>イ リトルベビー地域交流会・相談支援</u> ウ 世界早産児デーの取組 エ 低出生体重児相談支援者研修	42 42 43 43 <u>45</u> 46 47
5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備	<u>(1) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業</u> (2) 3歳児健康診査における眼科健診の屈折検査機器の導入状況 (3) 新生児聴覚検査の実施（令和7年度新生児聴覚検査検査体制整備部会の開催結果）	<u>48</u> 50 51
6 児童虐待予防に係る体制整備		53
7 HTLV-1母子保健対策		54
<u>8 卵子凍結に関する取組</u>		<u>55</u>

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進

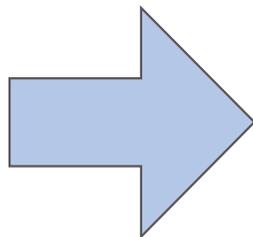
【計画策定の趣旨】

《令和5年3月》

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

(都道府県の役割等)

- ・ 域内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うことなどが期待される。
- ・ 成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、例えば、**基本方針を踏まえた計画を策定**し、実施することなどが考えられる。



「**かながわ子ども・若者みらい計画**」と一体のものとして策定

- ・ 令和7年4月計画施行
- ・ こども基本法に基づく子ども施策についての計画
- ・ 母子保健事業の均てん化、精度管理などの視点を盛り込む

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

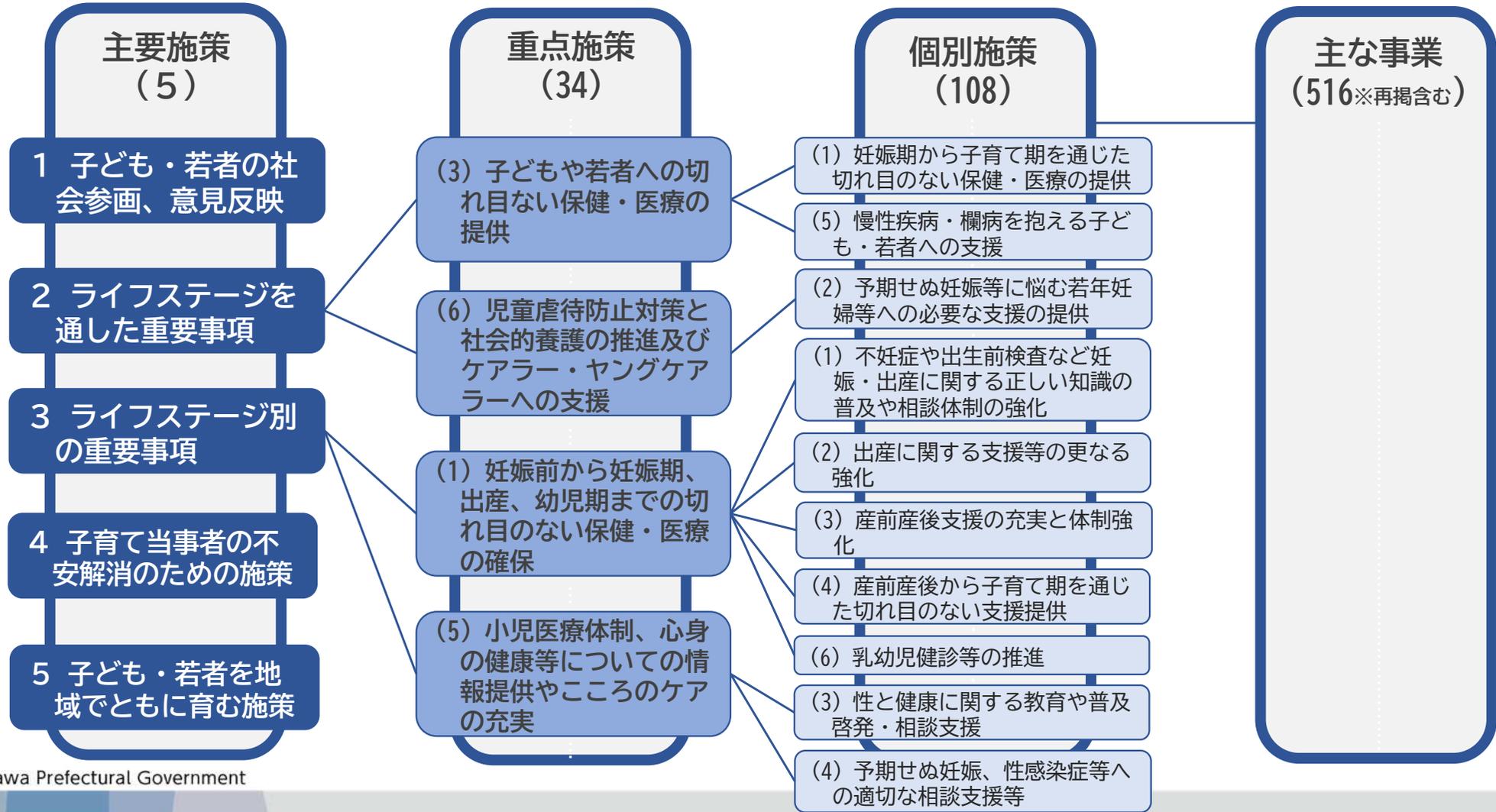
## (1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進

【計画に位置付けた数値目標】

	目標設定項目	現状値	目標値				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
周産期	宿泊型産後ケアを利用できる市町村数	15市町村 (R6年9月)	20市町村	28市町村	33市町村	33市町村	33市町村
	産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	10/4% (R4年度)	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.9%
学童期・思春期	プレコンセプションケア講座 の参加者数	—	7,500人	15,000人	22,500人	30,000人	37,500人
全育成期	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	22市町村 (R6年9月)	24市町村	26市町村	28市町村	30市町村	33市町村
	地域子育て支援拠点事業を実施している個所数	310か所 (R5年度)	314か所	318か所	322か所	326か所	330か所

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

(1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進 【計画に位置付けた母子保健事業】



# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進 【計画に位置付けた母子保健事業】

主要施策	重点施策	個別施策	事業内容
2. ライフステージを通じた重要事項	(3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1)妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供	<p>■ <b>プレコンセプションケアの推進</b> 性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。 また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。</p> <p>■ <b>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実</b> 妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。</p>
		(2)慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	<p>■ <b>長期療養児とその家族への支援</b> 慢性的な疾病を患っていることにより、長期に療養を必要とする子どもとその家族の健やかな生活を支援するため、長期療養児の養育経験者等による相談支援や長期療養児の兄弟への支援等を行います。</p>
	(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援	(2)予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援	<p>■ <b>予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援</b> 若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。</p>
3. ライフステージ別の重要事項	(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	(1)不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	<p>■ <b>不妊・不育専門相談センターの実施</b> 不妊症・不育症の治療について、現在の自身の治療の必要性や今後の治療等について悩む方を対象に「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による相談支援を行います。</p> <p>■ <b>不妊治療・不育症治療を受けやすい環境整備の推進</b> 希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療に係る費用を助成する事業を行う市町村に対し、事業費の一部を補助します。 また、不育症患者の経済的負担を軽減するため、先進医療に位置付けられた不育症検査に要する費用の一部を助成します。</p>

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (1) 成育医療等基本方針に基づく計画の推進 【計画に位置付けた母子保健事業】

主要施策	重点施策	個別施策	事業内容
3. ライフステージ別の重要事項	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	(1) 不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	■プレコンセプションケアの推進【再掲】
		(3) 産前産後支援の充実と体制強化	■産前産後の支援の充実と体制強化 市町村が退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について支援し、必要に応じて広域調整を行います。 また、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応するため、拠点病院や行政・産科・精神科等の関係機関により地域のネットワーク体制を構築・運用します。
		(4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供	■低出生体重児の育児支援 低出生体重児を育児する保護者を支援するため、子に応じた発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブックを作成します。
		(6) 乳幼児健診等の推進	■先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進 新生児における先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなぐため、新生児マススクリーニング検査等を行うとともに、対象疾患の拡充を推進するため、国の実施する実証事業に参画します。 また、聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関等に対し、聴覚検査機器の購入経費の一部を補助します。
	(5) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	(3) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援	■性と健康の相談センターの運営 男女問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため、保健福祉事務所を「性と健康の相談センター」と位置づけ、健康相談や健康教育、相談員に対する研修等を行います。
		(4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等	■予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援【再掲】

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (2) 専門職への研修

対象	県内行政機関、医療機関等に従事する保健師、助産師、看護師等
実施状況	健康増進課 1 回、保健福祉事務所・センター21回（令和6年度）

## (3) 連絡調整会議

- ・各保健福祉事務所・センター主催会議
- ・本庁（健康増進課）主催会議  
政令市を含め各地域における母子保健事業の取組み状況や課題の整理、情報・意見交換等を行い、県内母子保健事業の推進を図る。

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (4) 産後ケア事業

目的	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する
実施主体	市町村
対象者	産後ケアを必要とする者
方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入所（ショートステイ）型</li><li>・通所（デイサービス）型</li><li>・居宅訪問（アウトリーチ）型</li></ul>
県の取組	<ol style="list-style-type: none"><li>①実施主体である市町村の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の委託先施設等の一覧を提供</li><li>・医療機関、助産院等の新たな委託先との調整を支援</li></ul></li><li>②安全管理に関する情報収集、情報提供</li><li>③県内の「市町村の産後ケア実施状況」の更新</li><li>④先進事例の情報交換会の開催<ul style="list-style-type: none"><li>・横須賀市のオンライン予約システム導入について</li></ul></li></ol>

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (4) 産後ケア事業

(参考) 市町村による産後ケア事業の実施状況 (令和7年4月時点)

- ・神奈川県内では、全ての市町村で産後ケア事業を実施。
- ・短期入所 (ショートステイ) 型は、**25市町村**で実施。(前年比+3)

	短期入所 (ショートステイ) 型	通所 (デイサービス) 型	居宅訪問 (アウトリーチ) 型		短期入所 (ショートステイ) 型	通所 (デイサービス) 型	居宅訪問 (アウトリーチ) 型
横浜市	○	○	○	葉山町	○	○	○
川崎市	○	○	○	寒川町	○	○	○
相模原市	○	○	○	大磯町	○	○	○
横須賀市	○	○	○	二宮町	○	○	○
平塚市	○	○	○	中井町	○	○	○
鎌倉市	○	○	○	大井町	○	○	○
藤沢市	○	○	○	松田町		○	
小田原市	○	○	○	山北町			○
茅ヶ崎市	○	○	○	開成町	○	○	○
逗子市	○	○	○	箱根町			○
三浦市	○	○	○	真鶴町			○
秦野市	○	○	○	湯河原町		○	○
厚木市	○	○	○	愛川町		○	○
大和市	○	○	○	清川村			○
伊勢原市		○	○				
海老名市	○	○	○				
座間市	○	○	○				
南足柄市	○	○	○				
綾瀬市	○	○	○				
				合計	<b>25市町村</b> (前年比+3)	<b>29市町村</b> (前年比+3)	<b>32市町村</b> (前年比+2)

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (5) 乳幼児健康診査

### 妊婦健診、乳幼児健診等の現状について

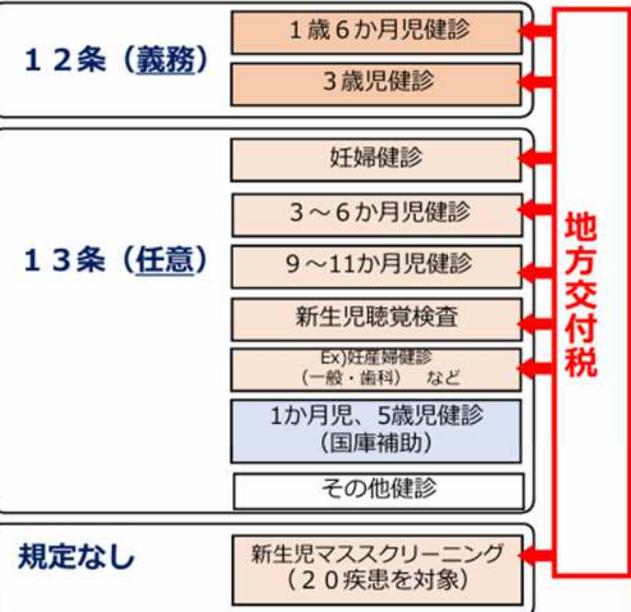
#### 母子保健法上の取り扱いおよび地方交付税措置等の状況について

##### (母子保健法上の各種健診の規定)

- ・母子保健法では、健康診査について12条(義務)と13条(任意)に規定している。
- ・12条(義務)では、市町村は「1歳6か月児健診」「3歳児健診」を実施しなければならないとしている。

##### (地方交付税措置等の状況)

- ・12条(義務)の「1歳6か月児健診」「3歳児健診」については、地方交付税措置されている。
- ・13条(任意)の「妊婦健診」「3～6か月児健診」「9～11か月児健診」「新生児聴覚検査」などについては、地方交付税措置、「1か月児健診」「5歳児健診」については、国庫補助を行っている。
- ・また、母子保健法に規定がない新生児マススクリーニング検査(20疾患)についても、地方交付税措置されている。



##### 母子保健法(抄)

###### (健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

出典：こども家庭庁「こども家庭審議会成育医療等分科会(第4回)資料2-2」から抜粋

Kanagawa Prefectural Government

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (5) 乳幼児健康診査

(参考) 1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業 (国)

### 【目的】

新たに1 か月児及び5 歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、**出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。** (令和5 年度補正～)

### 【事業概要】

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、**発達障害が認知される時期**であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5 歳児に対して健康診査を行い、**こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う**とともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

実施方法	原則として集団検診 ○保育園・幼稚園への巡回方式・園医方式の組合せ可。 ○聞き取りやアンケート等実施し、医師の関与のもと抽出した児を対象に医師が診察(二段階方式)可。※条件あり ○個別健診も個別指導・多職種によるカンファレンスが行われれば可。
健診内容	発達の状況(身体、精神、言語などの発達状況)などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談
実施主体	市町村
補助率	国: 1/2 市町村: 1/2
補助単価	(令和6 年度) 3,000円/人(原則として集団検診) → (令和7 年度) 5,000円/円

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (5) 乳幼児健康診査

(参考) 1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業

【県内市町村の実施状況】 (令和7年10月の実施状況調査結果から)

### 1 か月児健康診査事業

	実施市町村数
令和6年度以前から実施	6
令和7年度から実施	16
令和8年度から実施予定	5
令和9年度以降の実施を検討中	2
実施予定なし	3
その他	1

### 5 歳児健康診査事業

	実施市町村数
令和6年度以前から実施	3
令和7年度から実施	5
令和8年度から実施予定	6
令和9年度以降の実施を検討中	18
その他 (例: 5歳児健診によらない相談事業等)	1
実施予定なし	-

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (5) 乳幼児健康診査

(参考) 1か月児及び5歳児健康診査支援事業

【5歳児健康診査に係る市町村から示された課題まとめ】 (令和7年10月の実施状況調査結果から)

### ■実施体制

○医師の確保が困難

・地域の医師・小児科医が不足、児童発達の特任医の不足

○心理士・保健師等の確保が困難

○専門職の経験やスキル不足

○集団健診実施方法（対象者の選定・会場確保）、園からの情報収集

### ■フォローアップ体制

○療育相談センター、教育委員会との調整

○発達障がいのフォローを依頼できる医療機関がない、予約が取れない

○療育で通園できる施設が少ない

### ■市町村における予算・人員の確保

### ■他事業との調整

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (5) 乳幼児健康診査

(参考) 1か月児及び5歳児健康診査支援事業

### 【県の取組状況（令和7年度）】

- 実施に向けた体制整備や従事者のための研修会の開催（令和7年8月）
- 神奈川県乳幼児健診（1か月児・5歳児）推進コンソーシアムや神奈川県医師会と連携し、1か月・5歳児健康診査の実施に向けた市町村支援の検討
  - ・ 令和7年9月18日保健福祉事務所長会にて、5歳児健診の情報提供（健康増進課と推進コンソーシアム代表から）
  - ・ 令和7年11月7日付神奈川県知事通知「市町村が実施する「1か月児及び5歳児健康診査事業」への御協力について」（大学病院宛）
- 「1か月及び5歳児健康診査事業」実施状況調査（令和7年10月）
  - ・ 令和7年10月30日付神奈川県健康増進課長通知「市町村が実施する「1か月児及び5歳児健康診査事業」への御協力について」（県医師会、神奈川小児科医会宛）
- 福祉部局等庁内関係部署との情報共有

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (6) 妊産健康診査

【概要】	根拠	母子保健法第13条
	実施主体	市町村（地方交付税措置）
	健診内容	厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」 ・実施回数：妊婦一人につき、出産までに14回程度 ・内容：問診、診察、検査、保健指導、医学的検査等
	その他	市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対し妊婦健康診査の結果等の提供を求めることとされている。
【課題】	公費負担額	・ 県内平均公費負担額：80,159円（R6.4.1現在） ・ 全国平均（109,730円）を大きく下回り <b>全国最下位</b> ・ 県内の妊婦健康診査に係る平均費用国平均：124,585円
	交付方法	・ 33市町村中32市町村が <b>補助券方式</b> （全国の自治体では <b>受診券方式が92.3%</b> ）※川崎市が令和7年7月から受診券方式に移行 ・ 補助券方式：補助額の記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受ける ・ 受診券方式：毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受ける

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (6) 妊産健康診査

### 【令和7年度の取組】

昨年に引き続き妊婦健康診査検討会を開催し、目安となる公費負担額（111,000円）や受診券の様式等を市町村に提示し、各市町村の検討状況等を共有しながら、公費負担額の充実と受診券方式への移行について、市町村や関係機関へ働きかけを行った。

	実施時期	内容	参加メンバー
第1回	令和7年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の妊婦健診の公費負担の増額の検討状況について情報共有</li><li>受診券案の提示と受診券化の検討状況について情報共有（令和7年7月から受診券化した川崎市からの情報提供を含む）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全市町村</li><li>各保健福祉事務所・センター</li></ul>
第2回	令和7年 8月25日～ 8月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の妊婦健診の令和8年度予算措置や受診券化の検討状況について情報共有</li><li>管内の医療機関情報について共有</li></ul>	(ブロック別) <ul style="list-style-type: none"><li>市町村（横浜市・川崎市除く）</li><li>保健福祉事務所・センター</li></ul>
第3回	令和7年 11月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の妊婦健診の令和8年度予算措置や受診券化の検討状況について情報共有</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村（横浜市・川崎市・横須賀市除く）</li><li>神奈川県産科婦人科医会</li><li>各保健福祉事務所・センター</li></ul>

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (7) 妊産婦のメンタルヘルスネットワーク構築事業（令和7年度新規）

### 【目的】

県内において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関を中心として、地域の精神科、産婦人科、県、市町村、その他関係機関等によるネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図るもの。

### 【拠点病院】

妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、本事業を実施するための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関を県が「拠点病院」として選定の上、当該拠点病院へ事業の一部を委託する方法で実施。

拠点病院	学校法人北里研究所北里大学病院（相模原市南区北里1-15-1）
------	---------------------------------

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (7) 妊産婦のメンタルヘルスネットワーク構築事業（令和7年度新規）

### 【事業内容】

#### 県内全域

##### 【精神科関係機関】

- ・ 県精神科病院協会
- ・ 県精神神経診療所協会

##### 【産婦人科関係機関】

- ・ 県産科婦人科医会

##### 【その他関係機関】

- ・ 県医師会
- ・ 神奈川小児科医会
- ・ 県看護協会
- ・ 県助産師会
- ・ 県医療ソーシャルワーカー協会

##### 【市町村】

- ・ 横浜市
- ・ 川崎市
- ・ 相模原市
- ・ 横須賀市
- ・ 神奈川県都市衛生行政協議会
- ・ 神奈川県町村保健衛生連絡協議会

### <事業内容>

- ① 神奈川県妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会の設置・開催【県実施】
- ⑤ 県内の関係機関等を対象とした研修・症例検討会の開催【拠点病院実施】

#### 【拠点病院】 （北里大学病院）

#### 【神奈川県】

#### 県央北相地域※

【地域の精神科・産婦人科】

【地域の関係機関】

【市町】



### <事業内容>【全て拠点病院実施】

- ② 県央北相地域妊産婦のメンタルヘルスに関する連携会議の設置・開催
- ③ 地域の診療体制の見える化・整備（対応可能な医療機関のリスト化等）
- ④ コーディネーターによる地域の関係機関からの相談への対応

※県央北相地域：相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町

# 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

## (8) 妊婦に対する交通費及び宿泊費支援事業（令和7年度新規）

### 【目的・事業内容】

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等での妊婦検診や遠方の分娩取扱施設での出産を行う必要がある妊婦に対し、交通費や宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

項目	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦検診時にかかる交通費支援事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業
実施主体	市町村	市町村
対象者	自宅（又は里帰り先）から最寄りの妊婦検を受診することができる産科医療機関等（ハイリスク妊婦の場合は最寄りの周産期母子医療センター等）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等	自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設（ハイリスク妊婦の場合は最寄りの周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等
事業内容	最寄りの産科医療機関等までの交通費を助成	最寄りの分娩取扱施設までの交通費及び分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成
補助率	国1／2、県1／4、市町村1／4	国1／2、県1／4、市町村1／4

### 【事業実施市町村】 平塚市

## 2 不妊症・不育症への支援

### (1) 不妊・不育専門相談センター（平成16年度から実施）

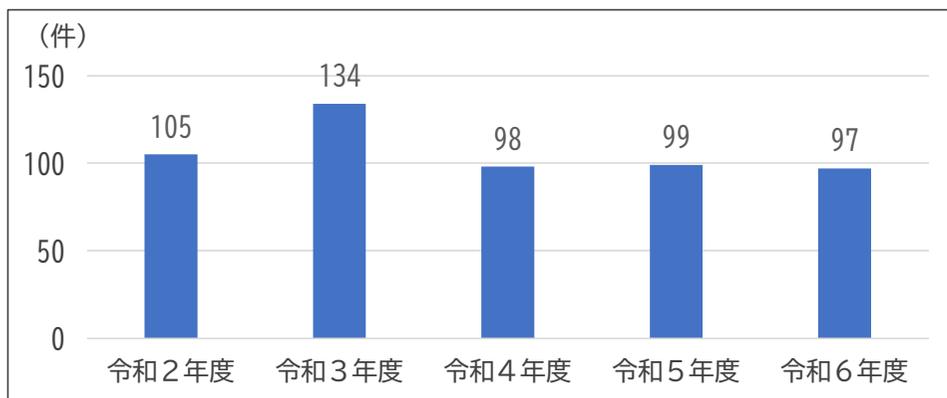
#### 【目的】

子どもを望んでいる不妊・不育症に悩む県民に対して、相談者が個々の状況に応じた対応を自己決定できるよう、相談体制を整備し支援する。

#### 【開設状況】

- ・月2～3回／年 電話：25日、面談：27日実施
- ・午前：助産師による電話相談
- ・午後：医師または臨床心理士による面談

#### 【相談実績】



※令和4年度から集計方法を変更（人→件）

神奈川県  
令和7年度不妊・不育専門相談センター

**あなたの疑問や悩みを相談してみませんか？**

私たちって、不妊？どんな治療法があるの？  
不育症の検査って？  
これからの治療をどうしよう…  
夫婦で意見が合わない  
流産や死産を経験した気持ちを聞いて欲しい

相談無料

**■ 令和7年度の相談日**  
※相談日は都合により変更となる場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。  
※臨床心理士による相談日は相談日の前に【心】、泌尿器科医師による相談日は相談日の前に【泌】と表記。

2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月
16日 18日	オンライン 心9日 23日	オンライン ※所 6日 25日	9日 心25日 ※心29日	オンライン 6日 27日	4日 10日 心25日
10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
3日 22日	※所 12日 19日	オンライン ※所 10日 心11日 ※心18日	15日 28日	4日 12日 心20日	11日 ※所

**専門の医師・臨床心理士・助産師があなたの相談に応じます。**

助産師による電話相談

- ・上記相談日の午前9時～11時30分
- ・電話番号 045-212-1052
- ・予約不要

婦人科医師による面接相談

- ・上記相談日の14時～16時
- ・事前予約制

臨床心理士による面接相談

- ・上記相談日の14時～16時
- ・事前予約制

泌尿器科医師による面接相談

- ・上記相談日の10時～12時
- ・事前予約制

予約方法や詳細については、  
神奈川県ホームページをご確認ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f851>

【問合せ・予約先】  
神奈川県健康増進課母子保健グループ 045-210-4786  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1

## 2 不妊症・不育症への支援

### (1) 不妊・不育専門相談センター（平成16年度から実施）

#### 【令和6年度相談実績】

#### ○相談方法・相談担当者職種・相談者の内訳

	相談方法	合計	相談担当者職種				相談者			
			婦人科 医師	泌尿器 科医師	臨床心 理士	助産師	本人	配偶者	本人と 配偶者	その他
令和 6年度	オンライン	45	39	1	5	-	40	0	5	0
	対面	17	11	-	6	-	14	0	3	0
	電話	35	-	-	-	35	34	1	0	0
	合計	97	50	1	11	35	88	1	8	0

#### ○相談者の年代、性別の内訳

	性別	合計	年代					
			20代	30代前半	30代後半	40代	50代以上	不明
令和 6年度	男性	20	5	3	8	3	1	0
	女性	85	3	27	30	21	0	4
	計	105	8	30	38	24	1	4

## 2 不妊症・不育症への支援

### (2) 市町村不妊治療費助成事業費補助

#### 【目的】

希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療のうち保険適用外となる治療（先進医療）に対して、市町村と連携して治療費用の一部を補助する。

#### 【事業内容】

希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療のうち保険適用外となる治療（先進医療）に対して、市町村と連携して治療費用の一部を補助する。

#### 事業実施前

不妊治療費(保険適用分)	
保険適用(7割)	患者負担(3割)

+

不妊治療費(先進医療分)	
患者負担(10割)	

#### 事業実施後

不妊治療費(保険適用分)	
保険適用(7割)	患者負担(3割)

+

不妊治療費(先進医療分)		
【約70千円】		
助成(7割)		患者負担 (3割) 【20千円】
【50千円】		
県(3.5割) 【25千円】 (1/2負担)	市町村(3.5割) 【25千円】 (1/2負担)	

## 2 不妊症・不育症への支援

### (2) 市町村不妊治療費助成事業費補助

#### 【事業概要】

項目	概要	備考
補助対象となる事業		
実施主体	市町村（政令市含む）	
対象費用	先進医療の不妊治療費用	
助成率	対象費用の7割／回	保険適用の不妊治療に準じる
助成上限額	50千円／回	一般的な先進医療治療費から設定
助成回数	初回治療時の妻の年齢に応じて、 ・40歳未満は6回 ・40歳以上43歳未満は3回	保険適用の不妊治療に準じる
年齢要件	初回治療時の妻の年齢は42歳以下	
対象経費	補助対象事業に係る経費	
補助率	助成1件あたり費用の1／2	助成事業の上限額の1／2
補助上限額	助成1件あたり25千円	(50千円×1／2＝25千円)
実施期間	令和6～8年度(3年間)	保険適用化を国へ求め、医療保険制度の中で解決を目指す
その他	補助対象事業に加えて、市町村が独自に上乗せ助成することは可能	

## 2 不妊症・不育症への支援

### (2) 市町村不妊治療費助成事業費補助

#### 【令和7年度の申請状況】

19（／33）市町村が同補助金を交付申請している。

	申請あり	申請なし
市町村名	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、大磯町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町	横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、逗子市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、二宮町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
合計	19	14

## 2 不妊症・不育症への支援

### (3) 不育症検査費用助成事業

#### 【目的】

不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

#### 【助成事業の概要】

	概要	備考
実施主体	都道府県、指定都市、中核市	
対象者	既往流死産回数が2回以上の者	
対象検査	①流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査） ②抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査	対象検査は先進医療の選定状況を踏まえ、国が適宜追加 （②は令和7年6月より追加）
助成額	1回の検査に係る費用の7割（上限6万円）	
補助率	国1/2、県1/2	

【助成事業の概要】 令和6年度：1件  
令和7年度：6件（令和7年12月現在）

## 2 不妊症・不育症への支援

### (4) 流産・死産等で赤ちゃんを亡くした家族への支援

ピンク&ブルーリボン啓発ライトアップ（令和7年度新規）

#### 【目的】

国際的な啓発週間「Baby Loss Awareness Week～亡くなった赤ちゃんのご家族に想いを寄せる1週間～」※の国際啓発シンボルである「ピンク&ブルーリボン」のイメージカラーに本庁舎をライトアップすることにより、県民の「流産・死産・新生児死等で赤ちゃんを亡くしたご家族への心のケアや支援の必要性」に関する理解・関心、意識を高める。

※ 「Baby Loss Awareness Week～亡くなった赤ちゃんのご家族に想いを寄せる1週間～」とは、流産・死産・新生児死等で赤ちゃんを亡くしたご家族への心のケアや支援の必要性について意識を高め、大切な赤ちゃんへ共に想いを寄せることで、希望を失いかけているご家族の孤立を防ぎ「ひとりじゃないよ」と生きる力を支えることを目的とした国際的な啓発週間のこと。

日時：令和7年10月14日（火）15日（水）  
18時30分～20時30分

場所：神奈川県庁本庁舎



### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (1) 性と健康の相談センターの運営（令和4年度から実施）

##### 【事業概要】

性別を問わず、性と妊娠に関する正しい知識の普及を図り、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行うため、健康相談や健康教育、相談員に対する研修等を行っている。

##### 【事業体系】

方法	保健福祉事務所・センター	健康増進課
健康相談	○一般相談	○不妊・不育専門相談センター ○妊娠SOSかながわ
健康教育	○出前講座、講演会等	
普及啓発	○妊娠SOSかながわ、不妊・不育専門相談センター等の事業の周知	○特設Webサイト「丘の上のお医者さん」
研修	○相談支援員、関係者等への研修	

### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (1) 性と健康の相談センターの運営（令和4年度から実施）

【保健福祉事務所・センターにおける実施状況】

##### ○健康相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談延件数	608	588	202	217	197

##### ○健康教育（講演会等）

	(内訳)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数		23	34	39	77	63
参加者数	小・中・高校生	476	1,359	3,709	7,084	5,024
	大学等	1,063	777	868	987	430
	企業	0	0	0	0	0
	その他	100	288	230	472	378
合計		1,639	2,424	4,807	8,543	5,832

### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (2) 妊娠SOSかながわ

##### 【目的】

若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような環境を実現するため、関係機関と連携の上、相談支援体制を構築し、児童虐待のハイリスクである予期しない妊娠等に焦点をあてた相談支援を行う。

##### 【支援方法・相談対応日時】

	曜日	時間
LINE	毎日※	16時～21時 (5時間)
電話	月曜日、水曜日、金曜日※ 令和6年度からフリーダイヤル導入	
アウトリーチ	相談者の都合を勘案し、個別に調整	

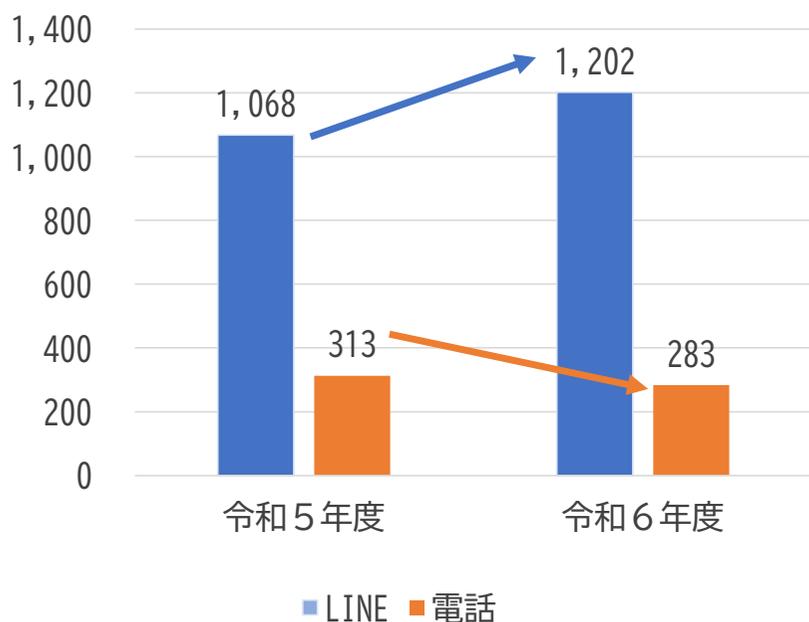
※年末年始は除く

### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (2) 妊娠SOSかながわ

##### 【令和6年度実績】

- ・ LINE相談が増加し、電話相談が若干減少している。合計相談数は増加傾向。
- ・ 特に若い世代がLINE相談を多く利用している傾向がある。



年代	LINE		電話		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
10代	667	55%	63	22%	730	49%
20代	362	30%	109	39%	471	32%
30代	119	10%	41	14%	160	11%
40代	39	3%	20	7%	59	4%
その他	15	1%	50	18%	65	4%
合計	1,202	100%	283	100%	1,485	100%

### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (2) 妊娠SOSかながわ

【事業の普及啓発の取組（令和6年度）】

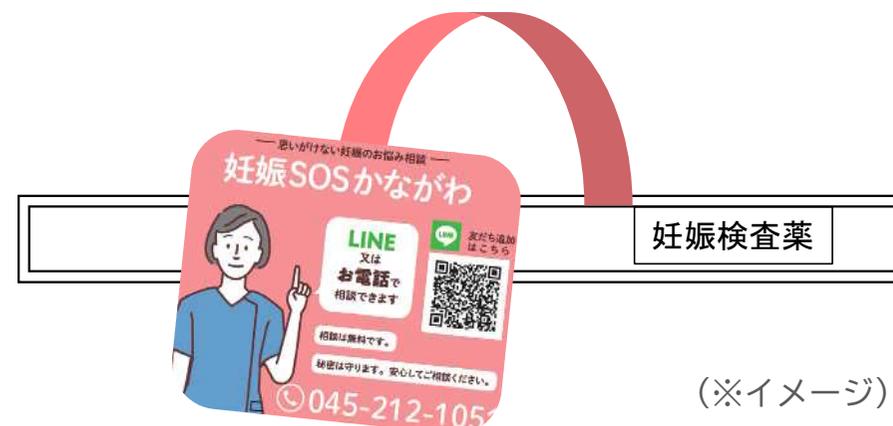
##### ■高校生に対する普及啓発

- ・高校1年生に対して妊娠SOSカードを配布

##### ■薬局・ドラッグストア等での普及啓発

- ・妊娠検査薬・避妊具等の売り場に妊娠SOSカード・スイングポップの設置

- (配架先)
- ・神奈川県薬剤師会会員の薬局
  - ・日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部会員企業一部ドラッグストア



(※イメージ)

## 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

### (3) プレコンセプションケア推進事業

#### 【目的】

正しい知識の普及を通じ、自分のライフプランを自ら考える機会を創出するため、若い世代の**プレコンセプションケア**（将来の妊娠のための健康管理。以下「プレコン」）を推進する。

#### 【実施事業】

実施事業	概要
①「丘の上のお医者さん」の機能強化	・ 県が運営する性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るためのウェブサイト「 <b>丘の上のお医者さん</b> 」を改修
②オンライン相談支援	・ <b>若年層(10～20代)の男女を対象とするオンラインのプレコン相談を実施</b> ・ プレコンに関する総合的な相談に医師及び助産師が対応
③普及啓発	ア 県内企業や高等学校等への <b>出前講座</b> の実施 イ 周知媒体の作成・配布 ウ プレコン周知のための <b>動画</b> の作成 エ インターネット広告の実施

# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ① 「丘の上のお医者さん」の機能強化

#### 【目的】

10代後半から30代前半の男女が、自らの将来を考え、ライフプランを「考える力」「選択する力」を育む支援を行うため、特設サイト「丘の上のお医者さん」を開設し、プレコンセプションケアに関する知識を情報発信する。

#### 【機能強化の内容】

- ・ トップページの基本デザイン改修
- ・ サイト内コンテンツのカルーセル表示
- ・ ライフプランシミュレータの改修（予定）

※引き続き、プレコンセプションケア相談と連携



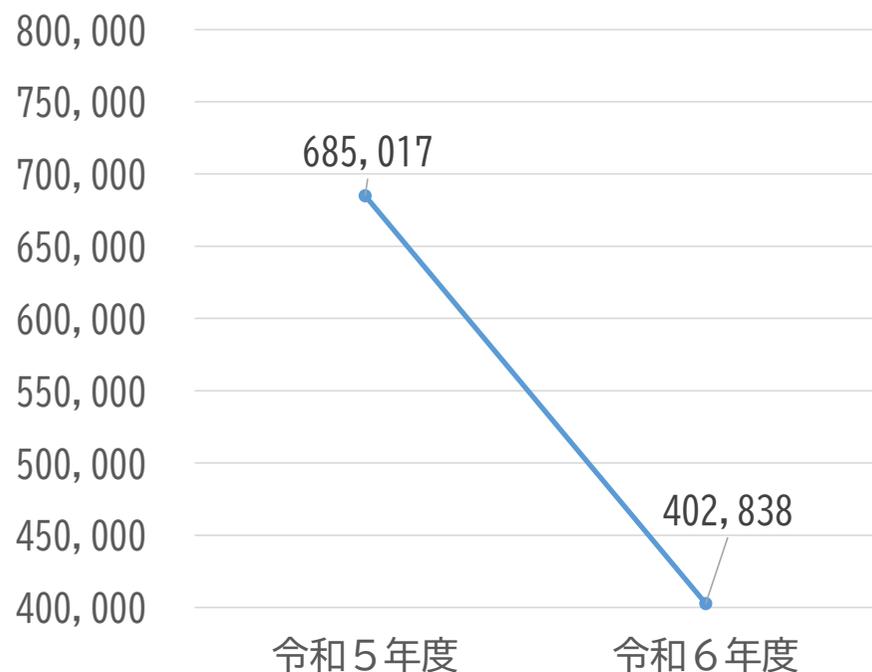
# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ① 「丘の上のお医者さん」の機能強化

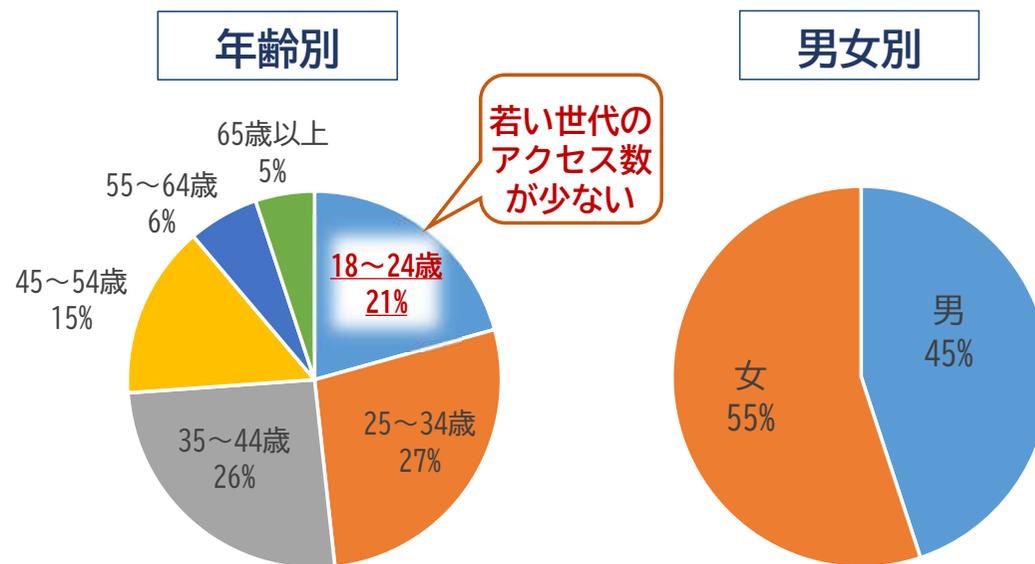
「丘の上のお医者さん」 プレビュー実績（令和6年度）

【プレビュー数】



※Googleのアルゴリズムの改訂（検索順位を決定するアルゴリズムの変更）や検索システムの改訂（検索ワードで一部ページが表示されない）等の影響でアクセス数が減少

【内訳】



(Googleアナリティクスの機能により、ホームページの閲覧履歴等から推計)

# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ②オンライン相談支援（プレコンセプションケア相談）

#### 【実施内容】

- ・産婦人科医師・助産師によるビデオ通話
  - ・助産師によるLINE相談
  - ・産婦人科医師・助産師によるメール相談
  - ・相談者への事後フォロー（ハイリスク者へのフォロー、年代別情報発信等）
- } 支援者からの相談も可能

#### 【対応日時】

	いつでも相談	夜間相談	日中助産師相談
相談日・相談時間	毎日24時間受付	月曜日から金曜日 18時から22時 (祝休日・年末年始を除く)	月曜日、水曜日、金曜日 13時から17時 (祝休日・年末年始を除く)
相談方法	ウェブサイトからテキストで相談 (原則24時間以内に返信)	LINEのビデオ通話、メッセージチャット等 (予約制：1枠10分)	LINEのメッセージチャット (予約不要)
対応者	産婦人科医・助産師		助産師

# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ②オンライン相談支援（プレコンセプションケア相談）

令和6年度相談実績

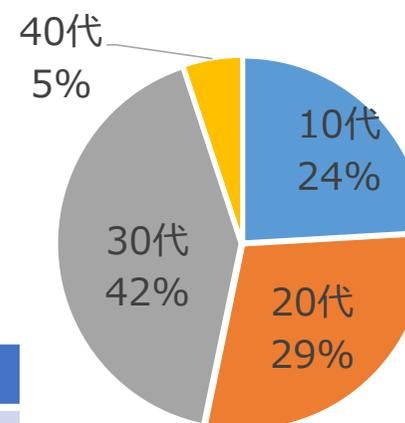
#### 【実施内容】

	いつでも相談	夜間相談	日中助産師相談	合計
件数	245	37	5	287
割合	85%	13%	2%	100%

#### 【相談内容】

カテゴリ	具体的な内容（抜粋）
月経・婦人科症状	生理周期の乱れ、月経困難症、子宮内膜症、不正出血、月経過多、過小月経、月経前症候群
妊活、不妊・不育	妊活準備、不妊治療
妊娠	妊娠中の薬服用、胎児推定体重
産後（授乳など）	授乳間隔、悪露、産後の月経不順
その他	数年後の妊娠に向けて今備えること、ピルのやめ方、帯下異常、膀胱炎、子宮頸がんワクチン、避妊

#### 【相談者の年代】



# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ③普及啓発

#### ア 出前講座の実施

- ・保健福祉事務所で実施している高等学校等への出張講座の強化  
(ワーキンググループによる教材の作成と補助教材の活用)
- ・企業向け出前講座の実施 (委託事業)

(ワーキンググループにより作成した教材)



### 【令和6年度実績】

- ・学校向け出前講座：63回実施
- ・企業向け出前講座：18回実施

(企業向け出前講座チラシ)

神奈川県

従業員の福利厚生に関心の高い 神奈川県内の企業のみなさま!!

期間延長

プレコンセプションケア講座を開催してみませんか? 費用の負担なく、新しい取組みをするチャンスです。是非、この機会にご活用ください。

プレコンセプションケアとは  
将来の妊娠や体の変化に備えて自分たちの健康やライフプランを男女ともに考えていこう、というものです。

企業がプレコンセプションケアに取り組むことで働きやすい職場環境となり、職員個々のライフプランの実現をサポートして、男女共同参画社会の礎を築く取組みとなる今注目の講座です。

事業概要 助産師が職場を訪問もしくはオンラインで若手職員のための講座を開催します。

対象 神奈川県内の事業所 定数30企業  
※地域の企業事業所が複数集合することによる(企業グループ)として応募いただくことも可能です。  
※原則10名以上の参加者を確保することが望ましいです。

受講者 従業員、管理職等  
就業時間内に従業員が参加しやすい職員づくりや積極的な働きかけに努めてください。

実施日時 ご希望に応じて対応します。  
1回60分程度

費用 開催・参加費用は無料です。

申し込み ホームページ▶ [かながわプレコンセプションケア講座](#) | | |   
問合せ・申込先: 公益社団法人神奈川県助産師会事務局  
mw-kngw@gold.ocn.ne.jp

講座の内容の例

- 性や妊娠・出産に関する正しい知識について
- 心身ともに生涯健康を維持する生活習慣について
- 将来につながる自分らしいライフプランについて

申込締切延長! 令和7年1月31日(金) 応募締切

# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ③普及啓発

#### イ 周知媒体の作成・配布

- ・ 県内高校や市町村等へプレコン相談・妊娠SOSかながわの周知媒体の配布
- ・ 市町村を通じて不安や悩みを抱えた妊産婦にもプレコン相談を周知

【周知媒体】(大人向けカード)



(学生向けカード)



※大人・学生向けカードともに、裏面で「妊娠SOSかながわ」を案内

種類	配布先
名刺サイズカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村・保健福祉事務所・センター等の行政窓口</li> <li>・ 県立・私立・市立高校1～3年生</li> <li>・ 薬局・ドラッグストア 等</li> </ul>
チラシ・ポスター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村・保健福祉事務所・センター等の行政窓口、イオン等</li> </ul>

# 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

## (3) プレコンセプションケア推進事業

### ③普及啓発

#### ウ プレコン周知のための動画の作成

- ・中高生がプレコンを身近に感じられる短編動画を作成予定

#### エ インターネット広告の実施

- ・YouTube、X、Instagramなどにバナー広告を掲載



### 3 性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発

#### (4) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（令和7年度新規）

##### 【事業概要】

- ・ 国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して全国47都道府県の拠点病院に設置されている「妊娠と薬外来」について、都道府県が域内の拠点病院と委託契約を結び、利用者の費用負担軽減を図り、基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を推進するもの。
- ・ こども家庭庁が令和6年度から都道府県への補助金事業として「基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援」を実施しており、本県では、令和7年度より開始。

【実施主体】 神奈川県

【拠点病院】（2か所）横浜市立大学附属病院・横浜市立大学附属市民総合医療センター

【助成額】 相談費用のうち7,700円を県が助成

【相談実績】 32件（令和7年11月現在）

## 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

### (1) 長期療養児等への支援

ピアカウンセリング等の相談支援（特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト委託事業）

ピアカウンセリング等の相談支援	長期療養児の養育経験者等が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児慢性特定疾病児童等の家族の不安の解消を図る。 【令和6年度相談件数】延べ84名
きょうだい児支援	長期療養児を抱える家族は、同児の養育を中心とした生活を送ることが多く、きょうだい児に精神的な負担が生じる場合がある。きょうだい児等を対象にした交流会等を開催し、精神的な負担を軽減し、健やかな成長を支援する。 【令和6年度実績】・オンライン交流会：5名　・イベント(わくわくデイキャンプ)：11名
相互交流	長期療養児のコミュニケーション能力の向上や、家族間の情報交換による不安や精神的な負担の軽減を図る。 【令和6年度実績】・相互交流会（小さな交流会）：6家族・22名



## 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

### (2) 低出生体重児とその家族への支援

#### ア かながわりトルベビーハンドブック

<p>目的</p>	<p>低出生体重児の保護者の気持ちに寄り添い、安心して育児できるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NICU・GCU入院中に手帳を配付</li> <li>・ 退院後の地域の関係機関（市町村母子保健担当、診療所等）とのコミュニケーションツールとして活用→継続的な支援を行う。</li> </ul>
<p>配布対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極低出生体重児の保護者</li> <li>・ 上記以外の低出生体重児の保護者で手帳を希望される方</li> </ul>
<p>記載内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極低出生体重児に合わせた成長発達の記録</li> <li>・ 小さく生まれた赤ちゃん自身へのメッセージ</li> <li>・ NICU・GCUの説明や入院中の家族にできること、フォローアップの流れ、先輩保護者やきょうだい等からの応援メッセージ、多胎児について等</li> </ul>
<p>配布場所</p>	<p>NICU・GCUのある医療機関、市町村母子保健所管課等（県ホームページからのダウンロードも可能）</p>
<p>配布時期</p>	<p>令和5年9月1日から配付開始</p>



\* 令和7年度：外国語版（英語・中国語・ベトナム語）を作成予定

## 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

### (2) 低出生体重児とその家族への支援

#### ア かながわりトルベビーハンドブック

##### 【主な配布状況】

	令和5年度	令和6年度
NICU・GCUのある医療機関（29か所）	1,560	1,824
市町村（母子保健所管部署）	3,410	3,740
県保健福祉事務所・センター	40	40
その他	50	150
合計	5,060	5,754



# 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

## (2) 低出生体重児とその家族への支援

### イ リトルベビー地域交流会・相談支援 (NPO法人pena委託事業)

目的	リトルベビーとその家族が地域で安心して子育てができ、健やかに成長できる社会環境づくりを進めるため、リトルベビーの育児経験者がピアサポートとして活動支援する。
対象	リトルベビーとその保護者
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流会 身近な地域で自然な形で集うことのできる地域交流の場として、県内2か所で各2回地域交流会を開催（横浜会場・茅ヶ崎会場）</li> <li>・個別相談 リトルベビーの保護者等が抱える育児面、日常生活、保育園・幼稚園や学校生活を送る上での悩みや不安の軽減を図るため、育児経験者等が助言や情報提供を行う相談支援を実施 (火・金曜日 10:00~14:00)</li> </ul>
開始時期	令和7年10月から

**リトルベビーピアサポート**

リトルベビーの家族同士だからこそ話せること、相談できること、支え合えること。あなたの思いや悩みをお話ししませんか？

**交流会：たまプラーザ地域ケアプラザ**

【アクセス】東急たまプラーザ駅南口より徒歩1分  
たまプラーザテラスリンクプラザ4F

【日時】  
1回目：2025年12月1日（月）  
9:30~11:30 理学療法士参加  
2回目：2026年3月7日（土）  
9:30~11:30 作業療法士参加

**交流会：茅ヶ崎市民文化会館**

【アクセス】JR茅ヶ崎駅北口より徒歩8分

【日時】  
1回目：2025年12月5日（金）  
9:30~11:30 理学療法士参加  
2回目：2026年3月1日（日）  
9:30~11:30 作業療法士参加

**対象** 神奈川県内に在住する低出生体重児のお子さま、ご家族の方

**お申込み** 二次元QRコードを読み取り、メールにてお申込みください  
\*交流会・個別相談どちらもお申込みをお願いします

**費用** 無料

**個別相談**  
相談日時：火・金曜日（土曜日は相談）  
午前10時から午後2時まで  
相談方法：オンライン/電話/対面  
相談時間：1時間  
※申込時に希望する日時・相談方法を教えてください

主催：NPO法人pena（神奈川県リトルベビーピアサポート協議会の業務委託）  
お問合せ：peer-support@pena.kanagawa.jp

# 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

## (2) 低出生体重児とその家族への支援

### ウ 世界早産児デー（11月17日）の取組

#### 【目的】

出産予定日より早く生まれた早産児とその保護者に寄り添い、その課題に対する意識を高めるため「世界早産児デー」として取組み、早産児や低出生体重児への理解促進を図る

#### ○パープルライトアップ県庁

世界早産児デーを普及啓発するため、県庁本庁舎を世界早産児デーのシンボルカラーである紫色にライトアップする。

日時：令和7年11月17（月）・18日（火）17時～19時



#### ○世界早産児デー「ちいさないのちの写真展」

早産児や低出生体重児についての理解促進に向け、県立こども医療センターと連携して世界早産児デー写真展を開催する。

期間	会場
令和7年11月4日(火)～12日(水)	神奈川県立こども医療センター渡り廊下
令和7年11月14日(金)～21日(金)	神奈川県庁新庁舎2階入口スペース
令和7年11月25日(火)～28日(金)	神奈川県庁新庁舎1階ロビースペース



## 4 医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援

### (2) 低出生体重児とその家族への支援

#### 工 低出生体重児相談支援者研修

目的	地域での支援の中心である市町村の保健師等が、低出生体重児とその保護者の状況を理解し、必要な支援について学ぶことにより、地域で生活する低出生体重児とその保護者のニーズに寄り添った支援につなげる。
開催日	令和7年10月15日
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・低出生体重児の成長発達とその支援</li><li>・370gの出産と子育て</li><li>・退院後～医療と福祉と教育と家族～</li><li>・保健師の立場から ～かながわりトルベビーハンドブックの作成を通して伝えたいこと～</li></ul>
参加者数	106人

# 5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備

## (1) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

(拡大新生児マススクリーニング検査)の実施 (令和6年度から実施)

### 【事業概要】

本県及び横浜市・川崎市・相模原市の3政令市では、令和6年10月1日から国（こども家庭庁）が実施する実証事業に参加し、重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患の検査を公費負担で実施しており、令和7年度も引き続き実施している。

【対象疾患】 重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患

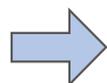
【検査機関】 (公財) 神奈川県予防医学協会 ※従来の新生児スクリーニング検査の検査機関と同一機関

【事業開始】 令和6年10月1日採血分から ※先天性代謝異常等検査（20疾患の検査）と同じ時に検査する

### 【令和6年度実施状況 (R6.10月～R7.3月まで集計)】

疾患名	検査数	再検査数	陽性者数 (再検査含む)
重症複合免疫不全症 (SCID)	7,288件	1件	4件
脊髄性筋萎縮症 (SMA)		0件	2件

・ 令和6年度のSCID及びSMAの2疾患の受検率は約93%。 ※分母：R6.10月～R7.3月までの先天性代謝異常等検査数（再検査除く）



・ 実証事業開始以前（有料検査のとき）は約53%の受検率であったため、検査費用の公費負担化により受検者数が大幅に増加している。

## 5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備

### (1) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

(拡大新生児マススクリーニング検査)の実施(令和6年度から実施)

#### ○脊髄性筋萎縮症(SMA)の早期受診体制の推進

脊髄性筋萎縮症(SMA)：全身の筋力低下が進行し、治療しないと乳児期に亡くなる恐れがある疾患。大多数は乳児期に発症し、出生2万人あたり1人の割合でSMAをもつ児が生まれるとされている。近年、早期に治療薬を投与すれば発症の抑制や運動機能の改善が期待できるようになった。

#### 【令和7年度の取組】

- ・一人でも多くの新生児を疾患から守るため、県医師会や政令市、検査機関等と連携しながら、SMAの陽性判定を受けた新生児が、早期に治療を受け始められるよう、受診調整等を行うコーディネーターを配置するなどして、SMAの早期受診体制を推進した。
- ・県内の産科医療機関等へSMA早期受診の体制について周知を行うとともに、産科医療機関等からの保護者への説明等の実施について、協力を依頼した。

# 5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備

## (2) 3歳児健康診査における眼科健診の屈折検査機器の導入状況

### 【概要】

- 市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認しているが、より精度の高い屈折検査機器（SVS等）を用いた検査は、弱視等を検出するのに有用であり、早期発見することで治療が可能である。
- 本県の実施率は全国平均を上回るが、標準項目化している自治体はまだ少ない。

### 【国の動向】

令和4年度：市町村が屈折検査機器等の整備に活用可能な補助事業を創設（国1／2補助）  
（屈折検査機器を補助を活用して購入している市町村）

令和4年度：9市

令和5年度：4市町

令和6年度：2市

### 【県内市町村の屈折検査の実施状況】 神奈川県「3歳児健診の視覚調査に関する調査（令和6年2月）」結果

県内市町村 実施率	全国実施率	屈折検査実施数		全数実施 （標準項目化）	一次検査で再検査と なった場合に実施
			SVS利用		
93.9%	48.9%※	31自治体 （近年実施予定 2自治体）	28自治体	21自治体	10自治体

※出典：こども家庭庁「令和5年度3歳児健康診査における視覚検査の実施状況等について 調査結果」

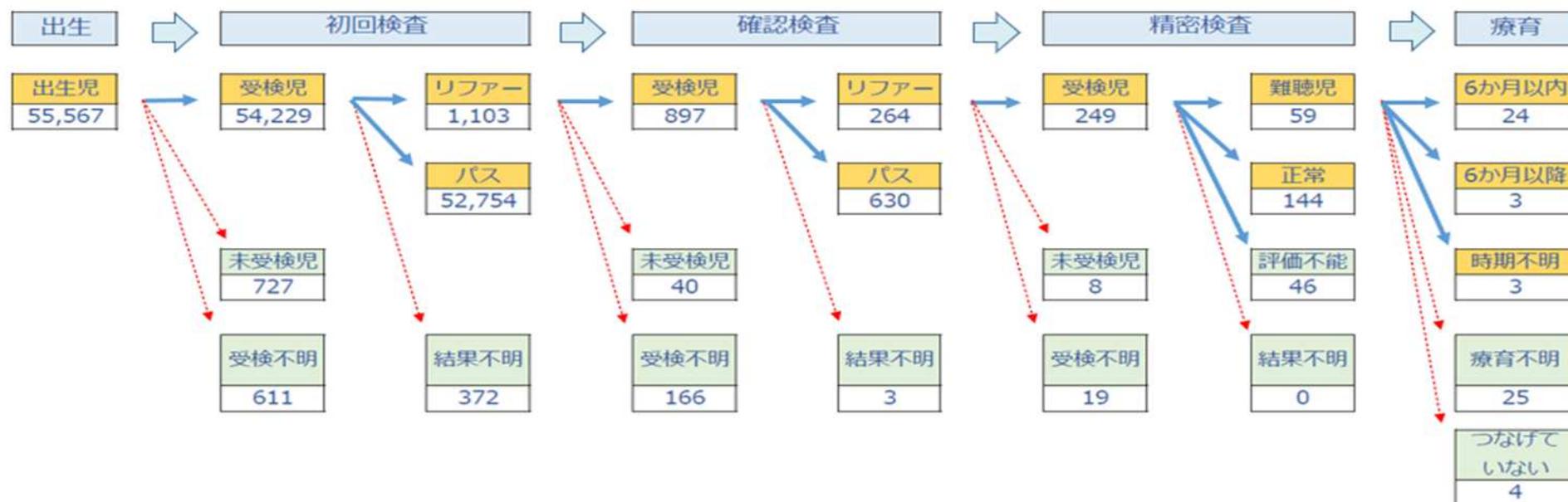
# 5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備

## (3) 新生児聴覚検査の実施（令和7年度新生児聴覚検査検査体制整備部会の開催結果（R7.8.19開催））

### 【議題内容】

#### 1. 新生児聴覚検査の実施状況について

- ・ 神奈川県の実施率は**97.6%**（前年度93.0%）であり、47都道府県中24番目である。
- ・ 「初回検査を未受検の児」、「初回検査を受検したが、検査や療育のフローから外れた児」がいる課題を報告し、未受検児や受検不明児への有効な支援や取組について協議した
- ・ 令和6年度から**33市町村（県内全市町村）**で公費負担を開始した。



## 5 乳幼児の障がい・疾病の発生予防のための検査体制の整備

### (3) 新生児聴覚検査の実施（令和7年度新生児聴覚検査検査体制整備部会の開催結果（R7.8.19開催））

#### （県の取組）

- ・ 新生児聴覚検査に係る研修開催
- ・ 関係機関への協力依頼
- ・ 新生児聴覚機器購入費の補助

#### 2. リーフレット「赤ちゃんのお耳の聞こえを確かめましょう！！」の改訂に向けて

- ・ リーフレットを作成し5年が経過する中で、リーフレットの改訂に向けてリーフレットの改訂内容について、協議した。

#### （検討事項）

- ・ 先天性サイトメガロウイルス感染症の内容を記載することについて
- ・ 検査の結果、療育等が必要となった保護者の方へ向けてのメッセージ等について

#### 【報告事項】 令和6年度聴覚障がい児支援中核機能事業の取組について（障害福祉課）

- ・ 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- ・ 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- ・ 家族支援の実施
- ・ 巡回支援の実施
- ・ 聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

## 6 児童虐待予防に係る体制整備

### 妊娠期からの児童虐待予防支援事業

#### 【目的】

医療機関、市町村等関係機関が連携を図り、妊娠期から地域全体で児童虐待予防対策を推進する連携体制を構築する。

#### 【実施内容】

##### (1) 妊娠しからの養育支援連絡票及び養育支援結果報告票の活用

医療機関、市町村等関係機関が、妊娠期から支援が必要な妊産婦や乳幼児を把握した際に、連絡票・報告票により関係機関間で情報共有を図る。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活用実績	776	1,116	1,449	1,113

##### (2) 各保健福祉事務所・センターでの協議会等の開催

テーマ：連絡票の効果的な活用方法、精神面の問題を抱える妊産婦の支援等

## 7 HTLV-1母子感染対策

### HTLV-1母子保健対策に関する取組

#### 【相談体制】

保健福祉事務所・センターに設置している性と健康の相談支援センター内で相談に対応。

(相談件数)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	3	1	0

#### 【関係者の資質向上】

県がHTLV-1対策に携わる医療関係者や行政機関の職員等に対して、必要な基本的・専門的知識等の習得のための研修を実施。

開催日	令和7年2月5日
内容	性と健康の相談支援者研修 ・HTLV-1母子感染の予防と対策
参加者数	41人

# 8 卵子凍結に関する取組



## 子ども家庭庁 卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

成育局 母子保健課

令和7年度補正予算案 10億円

### 事業の目的

- ・女性の社会進出などを背景に晩婚化や晩産化が進む中で、女性が妊娠・出産しようとする時期が従来より数年後ろ倒しとなることにより、希望どおりに子どもをもつことが難しくなる可能性がある。また、誰しも、早発卵巣不全などの疾病等による妊孕性の低下に直面する可能性がある。その際、その際の選択肢の1つとして、卵子凍結による妊孕性温存の方法があり、現在、一部の地方自治体において先行して卵子凍結に係る費用助成等の取組が進められているところである。
- ・一方で、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い状態、いわゆる広義の医学的適応（※1）の対象範囲については明らかになっておらず、その検討には卵子凍結の実態に関するデータを収集する必要がある。また、このような卵子凍結を行うことによる他の医療への影響も懸念されている。さらに、女性が**卵子凍結に関する正しい知識を持った上で選択を行えるようにしていく必要がある。**
- ・そこで、上記のような課題や留意点を踏まえて、**広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行う子ども家庭科学研究の研究班と連携し、希望する都道府県において卵子凍結に対する助成を行うことで、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行うことを目的としたモデル事業を実施することとする。**

（※1）がん等の治療以外の卵巣手術や、病気そのものにより卵巣機能が低下する場合

### 事業の概要

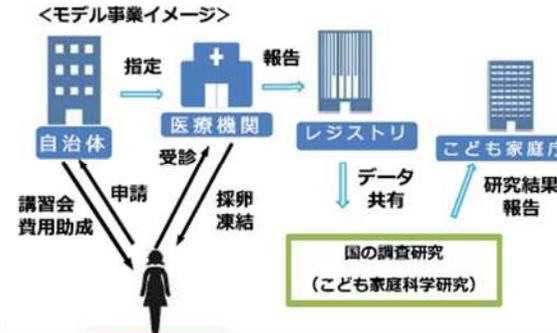
#### （1）卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発

卵子凍結を考える方に対する情報提供（講習会等）を実施、または委託する費用を助成する。

#### （2）卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

自治体が指定した医療機関で実施する「卵子凍結」および「凍結卵子を用いた生殖補助医療」にかかる費用の一部を助成（※2）することで、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い女性の卵子凍結に関するデータを収集し、子ども家庭科学研究の研究班（※3）と連携して、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行う。

（※）（1）の実施は（2）の必要条件とする。



（※2）卵子凍結（上限20万円×1回）、症状や疾患がある場合は血清AMH検査費用も助成する。

生殖補助医療（上限25万円、40歳未満は6回まで、43歳未満は3回まで）

（※3）POIリスク分類と有用性・安全性に基づく卵子凍結保存による妊孕性温存指針の作成（R7-9、研究代表者：岩瀬明）

### 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助基準額 (1) 2,173千円
- ◆ 補助率：国10/10 (2) 100,000千円